

## 電磁的交付利用に関する規約

### 第1条（目的）

本規約は株式会社アロー（以下「当社」）との間の金銭消費貸借取引に係る契約に基づく会員が、次条に定める書面を電磁的方法により提供するサービス（以下「本サービス」）を利用するにあたり、その諸条件などについて定めたものです。

なお、承諾いただけない場合はお申込みいただけませんのでご了承ください。

### 第2条（対象書面）

本サービスの対象となる書面は、会員と当社との間の金銭消費貸借取引において貸金業法に基づき交付される以下の書面及びそれに関連する書面です。

- ① 貸金業法第16.条に基づく書面（契約締結前に契約内容を説明する書面）
- ② 貸金業法第17.条に基づく書面（契約締結時書面）

### 第3条（本サービスの利用）

本サービスは、会員が本規約を承認のうえ、当社所定の手続きを行い、当社がそれを認めた場合に利用できるものとします。（以下当社が本サービスの利用を認めた会員を「本サービス利用者」という。）

### 第4条（対象書面の閲覧方法）

1. 当社は対象書面を会員マイページの所定の位置に掲載します。
2. 本サービスによる対象書面は、原則、各取引日の翌営業日に掲載します。但し業務処理の都合上、各取引日から数日程度掲載までに時間を要する場合があります。
3. 本サービス利用者は掲載された対象書面を、パーソナルコンピューターなど端末機器を用いて、閲覧及びダウンロードするものとします。

### 第5条（対象書面の不送付）

当社は本サービス利用者に対して、原則、対象書面を郵送その他の方法で送付しないものとします。但し、本サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、当社は、対象書面を郵送その他の方法で送付し交付するものとします。

- ① 法令等によって書面の交付が必要とされる場合
- ② 本サービスの利用を中止または終了した場合
- ③ 通信上のトラブル、インターネット環境の不具合、システム障害等の諸事情により、対象書面の閲覧及びダウンロードが不可能と認めた場合
- ④ その他、当社が対象書面の郵送その他の方法による交付を必要と判断した場合

### 第6条（本サービス利用者の管理責任）

1. 本サービス利用者は、自己の暗証番号が本サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとし、その使用・管理について他人に知られないようにする善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 本サービス利用者は、自己の暗証番号を用いてなされた一切の行為について自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。
3. 本サービス利用者の暗証番号が第三者に使用されたことによる損害は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第7条（免責事項）

1. 本サービス利用者は、通信上のトラブル、インターネット環境の不具合、システム障害等の諸事情により、対象書面の閲覧およびダウンロードができない場合があることをあらかじめ承認するものとします。
2. 当社は当社の故意または重大な過失による場合を除き、本サービスの利用によって本サービス利用者に見込まれる損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第8条（本サービスの中止、終了等）

1. 本サービス利用者が本サービスの利用の中止を希望するときは、本サービス利用者は当社に対して所定の手続きにより届け出るものとします。
2. 当社は、本サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、本サービス利用者の承諾を得ることなく本サービスを終了できるものとします。
  - ① 本規約に違反したとき
  - ② その他、当社が本サービス利用者として不適当と判断したとき
3. 当社は本サービス利用者に対して事前の予告なしに本サービスを終了もしくは停止し、または内容を変更することができるものとします。

### 第9条（その他規約との関連）

本サービスの利用に際し、契約条項と本規約の内容が一致しない場合は、本規約が優先されるものとします。

### 第10条（合意管轄裁判所）

本サービス利用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 第11条（本規約の変更）

1. 当社は次の各号に該当する場合には本規約を第2項に定める方法により変更することができます。
  - ① 変更の内容が本サービス利用者の一般の利益に適合するとき。
  - ② 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 前項に基づく変更にあたっては当社は効力発生日を定めた上で本規約を変更する旨、変更後の内容及び発生時期を当社HPにおいて予め公表します。
3. 当社は前2項に基づくほか予め変更後の内容を当社HPに公表する方法により周知した上で本規約の変更を行うことができます。この場合には本サービス利用者は当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。
4. 前項に基づく規約の変更に関する異議がある本サービス利用者は当社に対して退会の申出を行うことができ、当社はこの申出を承諾しません。